

# 特別アピール

## ～金融アセスメント法を早期に制定しよう～

私たち中小企業家同友会は、各々中小企業が強靱な経営体質をつくり、どんな時代になろうとも生き抜くために、日々、自助努力を続けて行くことを活動の基本としています。そのことは、地域経済を支え、雇用や生産、サービスの提供を通じて、豊かな市民生活を保障している私たち中小企業の責任だと考えています。しかし、長引く不況に加え、貸し渋りなどに象徴される近年の金融問題は、中小企業一社の自助努力をはるかに超えた社会問題となり、中小企業の存続を一方的に否定されるような事態を引き起こしています。特に、金融庁の金融検査マニュアルの一律適用によって、地域の中小金融機関が健全な中小企業に資金供給できない状況が続いています。

これらの金融問題は、日本の金融システムのあり方にまで疑問を投げかけることになりました。それが、本総会方針にも明記されている「金融アセスメント法」の制定運動です。この法律は、

- ① 金融機関の公共性の確認
- ② 借り手である中小企業に著しく不利な取引慣行の是正
- ③ 官僚による裁量型金融行政から利用者参加型行政システムへの転換

を主な目的としています。具体的には、「中小企業や地域に円滑な資金供給が行われているか」「物的・人的担保主義から脱却し利用者の利便性向上に貢献しているか」「健全な経営を行っているか」などを銀行などの金融機関に対し、第三者機関が調査（アセスメント）し監督官庁が公表することを義務付けるものです。

これは、公開された適切な情報を手がかりに金融機関の選択を中小企業や国民が自ら行うことによって、地域経済や中小企業の発展に貢献しようと努力している金融機関を励まし育成する運動でもあります。この金融アセスメント法の制定運動は中小企業発の立法運動であり、全国の同友会の仲間と共にすすめる歴史的な運動です。この運動を府下の多くの中小企業に広げ、2001年ビジョンに述べられた真の中小企業の時代にふさわしい経営環境を自らの力で創出し、質量共に強大な大阪同友会を構築して行こうではありませんか。

2001年4月26日

大阪府中小企業家同友会第44回定期総会

上記アピールに賛同し、共に行動することを宣言します。

2001年4月26日

関西同友会事業協同組合

# 行動提起

総会特別アピールに基づき、以下の行動提起を行います。

- 一、金融アセスメント法を早期に制定するため、署名運動に取り組もう
- 一、署名運動を会員訪問運動と結び付けて取り組もう
- 一、例会や役員会などで金融アセスメントのビデオを見て学習しよう
- 一、今後の決起集会や学習会などに会外の経営者を大いに誘って行こう

以上